

伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業  
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年2月

伊賀市 生活支援課

## 伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

- (1) 目的 生活保護世帯及び生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ中学生に対して、学習支援及び生活支援を通じて、基礎学力と生活習慣の習得を図り、高等学校等への進学を促進することにより、将来的な就職に結びつけ、生徒の自立を促進することを目的とする。
- (2) 名称 伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託
- (3) 履行場所 伊賀市内
- (4) 業務内容 別紙「伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書」のとおりとする。
- (5) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 2. プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

### 3. 予算限度額

委託料の上限は4,892,800円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。なお、この費用には企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、委託者との打ち合せに要する費用も含まれる。

### 4. 参加資格

公告日現在、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）第15条第2項に規定する入札参加資格者名簿の「その他業務－研修・指導（講師派遣）」に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (4) 公告又は指名から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (5) 法令、規則等に違反していない者

## 5. 技術提案を求める内容

別紙「伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書」のとおりとする。

## 6. 参加資格確認申請書及び設計図書等

### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2号） 1部

### (2) 提出書類の受付

ア 受付期間 令和6年3月6日（水）から令和6年3月15日（金）まで  
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市健康福祉部生活支援課

ウ 提出方法 持参又は郵送による提出。（郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、郵送し、提出期限までに必着させること。）

### (3) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間 令和6年3月6日（水）から令和6年3月15日（金）まで  
伊賀市ホームページに掲載する。

### (4) 設計図書等に対する質問

ア 提出期間 令和6年3月15日（金）午後4時30分まで

イ 提出場所 伊賀市健康福祉部生活支援課  
メールアドレス shien@city.iga.lg.jp

ウ 提出方法 「質問書（様式第9号）」に質問事項を記載のうえ、上記電子メールアドレスに送信し、その旨を電話にて連絡することとする。電話及び直接来所による質問には応じない。

### (5) 設計図書等に対する回答

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和6年3月21日（木）に伊賀市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

## 7. プロポーザル参加資格の確認

### (1) 参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

### (2) 参加資格の有無の通知

参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）により令和6年3月21日（木）に通知する。

- (3) 資格がないと通知された者は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 176 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成 19 年伊賀市告示第 256 号）第 4 条に規定する苦情申立書（様式第 1 号）により、その理由について説明を求めることができる。

ア 提出期間 プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から 5 日以内の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市健康福祉部生活支援課

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

- (4) 中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱第 17 条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

## 8. 企画提案書の提出

- (1) 提出期間 令和 6 年 3 月 25 日（月）から令和 6 年 4 月 8 日（月）まで  
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）
- (2) 提出場所 伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市健康福祉部生活支援課
- (3) 提出方法 持参又は郵送による提出。（郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便いずれかの方法により、郵送し、提出期限までに必着させること。）なお、提出期限を超えて到着したものは受け付けない。
- (4) 提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部）
- (5) 作成要領 別紙「伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」参照

## 9. 参加辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類 参加辞退届（様式第 8 号）
- (2) 提出期限 令和 6 年 4 月 8 日（月）まで  
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 提出場所 伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市健康福祉部生活支援課
- (4) 提出方法 持参又は郵送による提出。（郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便いずれかの方法により、郵送し、提出期限までに必着させること。）
- (5) 提出部数 1 部

## 10. 評価方法及び評価基準

企画提案書等の特定までに関わる審査は、伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施し、最優秀者 1 者、次点者 1 者

を選定する。また、委員会は非公開とする。

評価方法及び評価基準は、別紙「伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書」のとおりとする。

## 11. ヒアリングの実施

- (1) 開催日時 令和6年4月12日（金）※時間は改めて連絡する。
- (2) 実施場所 伊賀市役所本庁舎2階 第202・203会議室
- (3) 実施方法 プレゼンテーション、及び質疑応答を実施し、別紙「伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書」のとおり審査を実施する。
- (4) 実施時間 45分以内（説明25分 質疑20分）
- (5) 参加人数 担当者を含めて3名以内

## 12. 提案書の特定

- (1) 提案書特定・非特定の通知  
令和6年4月17日（水）
- (2) プロポーザル提案書評価結果通知書（様式第7号）により通知する。
- (3) 特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領第4条に規定する苦情申立書（様式第1号）により非特定理由の説明を求めることができる。
  - ア 提出期間 プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）
  - イ 提出場所 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市健康福祉部生活支援課
  - ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

## 13. 業務委託先の決定

- (1) 業務仕様書の作成  
提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について発注者とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。
- (2) 契約の方法  
業務仕様書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。
- (3) 契約保証金の納付  
伊賀市契約規則第28条の規定による。

## 14. その他

- (1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。
- (2) 資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。
- (3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。
- (4) 企画提案書等の提出者は、本業務に関して専門分野（管理技術者を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。
- (5) 企画提案書等を提出した者が、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (6) 企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
  - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 企画提案書等作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ 提出書類に虚偽の記載があるもの又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

## 15. 担当部署

伊賀市健康福祉部 生活支援課 生活支援係

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

電話 0595-22-9650 FAX 0595-22-9661

メールアドレス shien@city.iga.lg.jp